

風連町・名寄市合併協議会 第2回 自治組織検討委員会

日 時 平成16年10月6日(水)

午後6時30分～

会 場 名寄市役所大会議室

1. 開 会

向井原幹事： 本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

定刻になりましたので、ただいまから風連町・名寄市合併協議会第2回自治組織検討委員会を開催させていただきます。

この委員会は10名で構成されてございます。本日出席は9名となっております。小野寺委員が欠席と連絡を受けておりまして、福光委員については連絡を受けておりませんが、過半数に達しているということで、この会議が成立したことをご報告をいたします。

尚、今幹事長さんが、今、市役所の庁舎で別の会議を開催してございます。終わり次第出席ということで伺ってございますので、合わせてご報告させていただきます。

それでは、これからの委員会の進行については、委員長さんが議長を務めるということになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、川村委員長さん、よろしくお願ひ致します。

2. 委員長挨拶

川村委員長：おはんでございます。

自治組織検討委員会も、前回、1回目は8月16日だということでございますから、随分日数的にはたっておりまして、どうかすると前回の議論もちょっと忘れかけたのかなというふうな感じもございますが、本日につきましては、前回ご説明いただきまして、共通理解を深めました、風連町が選択することにしております合併特例区、それから名寄市さんが選択をされようとしております地域自治区ということについて、更に説明もいただきながら議論もし、よりよい形を目指していきたいと考えております。

そんなことで、今日は1名の方の欠席で、福光委員がちょっと遅れるかもしれませんが、始めさせていただきますと思います。

よろしくお願ひ致します。

3. 議 事

川村委員長：それでは、早速でございますが、まず報告事項から入ってまいりたいと思いますが、お手元の1枚めくっていただきまして1ページのところに、皆さんにも先に名寄市、風連町で行われました住民説明会においての住民のご意見等の冊子が行っていると思い

ますが、特にここでは地域自治組織関係について抜粋をしていただきまして、改めてこういう住民の皆さんのご意見があったということで、それぞれ名寄市の住民説明会、風連町の住民説明会ということで載ってございます。

これは以前にもお配りした資料の抜粋でございますので、特に何かご発言あればと思いますが、ご覧をいただくということで如何でございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

川村委員長：それでは、このようなご意見、要望もいただいているということをもまずご認識をいただきながら、次の報告事項に入ってまいりたいと思います。

次は、地域自治組織設置に関する確認事項、これは、ご存じのように、あらかじめ両首長の間で一定の基本認識が確認されております。そのことの改めてまた確認ということでございますが、これをご説明いただけますか。

久保事務局参事：事務局の久保です。

私の方から、この確認事項について説明をしてまいりたいと思います。議案の2ページをお開きいただきたいと思います。

1番目に、地域自治組織に係る確認事項ということで、双方に地域自治組織を設置することについてという確認事項を記載してございますが、まず1つ目でありますけれども、合併特例法に基づき、合併協議により、合併前の風連町に合併特例区を置くこととございます。

上記に関連いたしまして、この特例法の定めにより、合併協議により規約の整備を行うことというのが2つ目でございます。

3つ目では、合併協議により、合併後、新市の条例により、合併前の名寄市に自治区を置くこと。

4つ目には、地域自治区は、自治基本条例、これは仮称でありますけれども、及び新市の総合計画等との整合性を図ることとございます。

5つ目では、合併特例区設置期間の満了後は、6年後になりますけれども、自治区に移行すること。

基本的な確認事項として5点ここで確認しておりますので、説明をさせていただきます。以上でございます。

川村委員長：今説明をいただきましたが、この5点についてご質問なりご意見なりをいただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

繰り返しますと、合併特例区につきましては、この合併協議で、合併するまでに規則で定めるということとございますし、名寄市さんの自治区というのは、合併後、新市の条例によって設置するというので、とりあえずは合併特例区の協議によって規約を、特例区は何をするのだ、どういう仕組みでどういうふうにするのだということを規約で定めるということ

の確認でございますが。
よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

川村委員長：それでは、次の報告事項になりますが、地域自治組織を取り巻く状況についてというところのご説明をいただきたいと思います。

久保事務局参事：3番目の地域自治組織を取り巻く状況ということで、資料は用意してございません。口頭で報告をさせていただきたいと思います。

地域自治組織については、先般の説明の折にも、自治法の改正、或いは合併特例法の改正ということで、5月26日付でこの法律の公布がされたところでございます。その後、この法律に基づいて政令等が公布されるということになっておりましたけれども、先般、総務省の自治行政局の方に問い合わせたところ、前にもご説明申し上げたとおり、この政令の公布につきましては11月の末日に公布する予定になっているということで、現段階ではこの政令を明らかにすることができないという回答でございました。前回は説明いたしましたが、そういう状況下にあるということでございます。

また合わせて、合併特例法の中で規約を定める上でのモデル等々についても、作成をする考え方があるかとの問いに対して、全国的に特例区を選択する合併関係市町村が少ないということで、総務省の方では特に今のところ考えていないという回答があったところでございます。

以上が地域自治組織を取り巻く状況ということで、前回説明したことと重なるかもしれませんが、説明をさせていただきました。

以上でございます。

川村委員長：ただいまの説明につきまして何か不足の点とか、何かございますか。
はい、どうぞ。

斉藤副委員長：そうしますと、5月の末にそれぞれ参加されたりして、期待を持っておったわけですが、そこで具体的な政令などでさらに具体化されるという報告だったのですが、ただいまの話では、その政令は11月末と。となるとあとまた一月ぐらいなのですけども、しかも全国的には特例区が少なく、モデルもつくらないと、こういうふうなことになると、私たちのこれがモデルになるかもしれないと、こういうような気もするわけですが、そういう点では、まだ道筋というのが明らかにならない中で、そういうふうなモデル的な、これから論議になる規約というのは、そういうふうなそごを来さないのか、問題は後々起きないのか、そこら辺の危惧はどうなっているのか伺っておきたいと思うのです。

川村委員長：はい、久保参事。

久保事務局参事：ただいまの質問ですけれども、今回の合併特例法の改正については、合併特例法の第5条の4の後に5から39まで、それぞれ、合併特例区、それから地域自治区の設置に係る諸々の条項について定めておりますので、それを基本に置いて規約を定めるということは可能かと思えます。

総務省に照会した折にも相談申し上げたところでございますけれども、全然ないという事例ではなくて、全国的には、九州の宮崎市と、それから中国地方の岡山市がこの特例区を採用するというふうになっておりまして、既にこういう市町村からの問い合わせもあったということで、規約の案についてはあらかじめ総務省とも協議することが可能だと聞いておりますので、そこは、政令が出ていなくても、法律に沿った形で一応規約を整えて、総務省とも相談していくと。また、政令が交付された後に、変更があれば、この協議会等々で確認をしながら進めていく方法しかないのかなということで、この辺はそういうふう理解をして進めていきたいと事務局では考えております。

斉藤副委員長：わかりました。

川村委員長：ほかに何かご意見なりございますでしょうか。

省令、政令はまだ、11月になるということでございますから、時間的に随分遅くなるということでもあります。現時点では法律に基づいた範囲の中で想定されることで考えていって、省政令が公布されたときに、不都合なり過不足があれば改めてご相談を申し上げて直していくか、直すというか、必要があれば訂正をしていくと。追加をする場合もあるかもしれませんが、そんなことのご説明でございますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

川村委員長：それでは、今ご説明をいただいた中の更に、合併特例区について、前回も、もうちょっと具体的なものがないと合併特例区というのはどういうものかの認識が、なかなかイメージがわからないというご意見もあって、事務局で一定程度のもを出していただけたということもございました。それを受けて今回、原案といいましょうか、出していただきましたので、それについてのご説明をいただきたいと思えます。

久保事務局参事：それでは、2ページの2番目でございますけれども、合併特例区の設置に関する協議(案)についてということで、この部分について説明をさせていただきたいと思えます。

この案につきましては、かねてから、合併特例区の制度設計につきましては、選択した合併関係市町村が制度設計をするという、そういう取り決めになっておりましたので、私が説

明する内容につきましては風連町で制度設計をしたものということで受けとめていただきたいと思います。

また合わせて、先程の報告とも重複いたしますが、現段階での法律を見ての文言の整理ということにしておりますので、その点についてもご理解をいただいた上で説明をさせていただきますと思います。

条文を読みますけれども、市町村の合併の特例に関する法律、以下法といたしますけれども、第5条の8及び第5条の10に規定する合併関係市町村の協議により、定めを要する事項及びその他必要な事項について、下記のとおり定めるという協議案でございます。

1つ目の合併特例区の設置及び期間といたしまして、第1条では、法第5条の8第1項の規定に基づきというのは、合併特例区の設置でありますけれども、合併の日から5年間、風連町の区域、括弧として、表現としてはこのようになりますけれども、合併前に風連町の区域であった区域という表現になります。に合併特例区を設置するというものであります。

第2条では、合併特例区の規約ということで、これは、その条文に記載のとおり、5条の10、5条の13の規定で規約を定めると法律で規定がされております。それぞれ規定されたものを記載しておりますので、説明をしていきたいと思っております。

まず1つ目ですけれども、合併特例区の名称は、風連町とするものであります。

2つ目は、1条とも兼ねますけれども、区域は、合併前の風連町の区域とするというものであります。

設置期間につきましては、合併の日から5年間ということであります。

4つ目ですけれども、合併特例区の処理する事務、後程説明いたしますが、これにつきましても、法律の5条の12の規定に基づいて、別表、後程説明しますが、こういう仕事をしますというものであります。

5つ目には、地方自治法の第244条の第1項に規定する公の施設のうちということで、これは、自治法では、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設を公の施設と呼んでおります。そのうち合併特例区が設置及び管理する施設は、後程説明しますが、別表のとおりとするというものであります。

ただし、公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めるものとするということで、これも法律の方に記載しておりますものをそこに掲載したものでございます。

6つ目、合併特例区の事務所は、風連町西町196番地1に置くということで、これは現行の風連の役場の庁舎の位置であります。

7つ目、合併特例区の長は、法第5条の15の規定に基づき、市長が選任するというものであります。

1号ですけれども、合併特例区の長の任期は2年とする。これは法律で規定されております。

2号ですけれども、合併特例区の長は、市の助役と兼ねるというものであります。

次に8つ目ですけれども、法第5条第18の規定に基づき、合併特例区に協議会を置くこ

ととし、合併特例区協議会、以下協議会といいます。この構成員の選任及び解任の方法及び任期は次のとおりとするということです。

1号では、市長は、協議会の構成員の選任に当たり、法第5条の18の規定に基づき、合併特例区の区域内住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮しなければならない。これは条文そのままを掲載しております。

2号では、前項の構成員の選考は、地域住民組織を代表する者、公共的団体から推薦される者、識見を有する者15名を選任するというもので、この15名は風連町の方で考えた員数であります。

次、3号ですけれども、合併特例区協議会の構成員の任期は2年とする。これは法律で規定されております。

4号では、合併特例区の協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、新市議会の議員の被選挙権を有しないものであるとき又は地方自治法第92条の2の規定に該当するときは、その職を失うというものであります。これは、住所を有さない、かつ議会の被選挙権を有しなくなった場合はその職を失うというものであります。これは法律で規定されております。

合わせて、地方自治法の第92条の2という部分ですけれども、これにつきましては議員の制限に係る条項でありまして、議員が公共団体の請負をする場合の制限事項ということで、この点についてはそういうことを意味しているということで理解をいただきたいと思えます。

次に、5号ですけれども、この前項の規定により、構成員が失職したときは、市長は第1号の規定に基づき、欠員の補充をします。ただし、補欠構成員の任期は前任者の残任期間とするというものであります。

次に、9つ目でございますけれども、法第5条の19の規定に基づき、合併特例区協議会に会長及び副会長を置くこととし、合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は次のとおりとする。

これも法律の規定のとおりでございます。1号では、協議会に会長及び副会長を各1人置くこととすると。

2号では、会長及び副会長は構成員の互選によって決めるというものであります。

3号では、任期につきましては、協議会構成員の任期によるというものです。

4号では、協議会の会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表すると。

5号では、協議会の副会長は、協議会の会長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代理するというものであります。

6号では、会長及び副会長ともに心身の故障のため職務を行うことができないとき、または職務上の義務違反のあったときは、協議会出席委員の過半数の議決をもって解任することができるというものであります。

次に、10番目ですけれども、合併特例区の協議会の組織及び運営に関する事項は、次の

とおりとするということです。

1号では、協議会は、第8項2号で選考された委員により組織するというものであります。

次に、協議会は、法第5条の20の規定に基づき、法の権限に属された事項、これはその権限ということで法にも謳っておりますので、これを処理するというものであります。

協議会は、合併特例区の事務、市の事務のうち区域に係るものに関し、市長もしくは合併特例区の長により諮問された事項または必要事項について審議し、市長その他の機関または合併特例区の長に意見を具申するというものであります。この具申をするというものが、先程2号で説明いたしました法の権限に属された事項とお受け取りをいただきたいと思えます。

次に4号に入りますけれども、前項のほか、新市建設計画及び総合計画に関する事項、過疎地域自立促進市町村計画に関する事項、地域振興のための基金活用に関する事項等、合併特例区の区域に係る市の施策の重要事項について意見を具申するというものであります。

4ページをお開きいただきたいと思えます。

5号では、協議会は、合併特例区の予算、補正予算、暫定予算の同意、決算の認定に関する審議を行うというものであります。

6号では、協議会の会議は、会長が召集する。

7号では、会議は委員の過半数をもって成立するというものであります。

8号では、会議の議事は、出席委員過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるというものであります。

9号では、前項の場合、会長は委員として議決に加わることができないということをして9号でうたっております。

10号では、会議は原則公開とするというものであります。

以上が規約に関する条項でございますが、次に合併特例区の庶務ということで、第3条では、合併特例区の庶務は、合併特例区の事務所において処理するというものです。

次に、委任であります。第4条ですけれども、この協議書・規約に定めるもののほか、合併特例区に関して必要な事項は規則で定めるというものであります。

次に、規約の施行につきましては、第5条、規約は合併の日から施行するというものであります。

以上が合併特例区の設置に関する説明というふうにしたいと思えます。

以上でございます。

川村委員長：説明いただきましたけれども、別表 と についても関連ございますので、お願い致します。

久保事務局参事：それでは、5ページの合併特例区が行う事務ということで、区分けの仕方が適当かどうかはわかりませんが、基本といたしましては、前回ご説明申し上げ

ました基礎自治体が行う事務と関連があり、単費事業に限るということで説明をさせていただきましたので、(1)から(3)まで、特に(1)では特例コミュニティ及び文化の核づくりを基本とした事務事業及び社会教育事業ということでそこに掲載をさせていただきました。現行では、現公民館事業から総合計画町民会議等の事業まで3点でございます。

2つ目には、特例区の単位でありますけれども、地域コミュニティづくりを基本とした事務事業ということで、現公民館の分館事業から地域の施設管理等々まで、これらを特例区で行う事務ということの案であります。

それから3つ目では、特例区の振興事業ということで、先程もご説明申しましたが、単独事業ということで、それぞれ、中心市街地の活性化・商工会支援から、最後に高校振興対策等々まで、単費で現行の風連町が行っている事業を拾ったものであります。

ただし、この事務事業につきましては、今まさに事務事業の一元化で、新市の中で行う事務事業等々の関連もありますので、一応この中では、合併特例区が単費事業で行えるものを現行の風連町の事務事業から拾ったというものであります。

次に、別表 でありますけれども、合併特例区が管理する施設ということで、ここでは西町コミュニティセンターから西風連コミュニティセンターまで、それぞれ名称と所在地をうたうことになっておりますので、地域にありますコミュニティ施設等を中心に特例区が管理する施設としては如何かという案でございます。

関連がありますので、6ページをお開きいただきたいと思います。特に特例区設置に係る関連事項ということで、新市の中での一括管理が望ましい公の施設ということで、施設名、そこに記載してございますけれども、福祉センターから農業の関係施設まで、それぞれ記載の施設につきましては、新市の中で一体管理して、それぞれ、そのゴシック体で記載していますが、総合的・一体的な角度から、管理運営の効率化・機能化及び整備を図ることが必要という押さえ方でございます。

合わせて次の 印、中段にございますけれども、事務事業及び施設管理に係る取扱い上の区分ということで、特例区が行うこととする事務事業・施設管理は、新市の事務事業一元化調整との整合を図るとともに、別表 、 の考え方のほか、特例区で行うことが合理的なものと判断されるものは設置時に最大限取り込むこととし、以後、下記のとおり、特例区期間中、順次取捨選択していくこととするという考え方であります。

その取扱いの部分ですけれども、まず1点目ですが、特例区から自治法自治区に移行後において継承すべき事務事業は、新市において一定の仕組みについて調整をするというものであります。これは、6年後の事務事業のあり方についての調整をしようというものであります。

2つ目ですけれども、特例区の時務事業または特例区管理としたもののうち、効率性及び機能性等を勘案し、新市に移行すべきもの、変更または廃止すべきものについてその都度調整するという考え方であります。

3つ目ですけれども、特例区の期間中、新たに特例区で行うことが必要と認められる事務

事業・施設管理等については、その都度特例区事業に取り込むものとするという、取捨選択の部分はこの1号から3号までそれぞれうたっているところでございます。

関連がございますので、3つ目の印ですけれども、協議会委員の報酬及び費用弁償の取扱いということでありまして、ここでは、後程皆さんの方で協議をいただく部分になるかと思いますが、原則無報酬等々の国会の附帯決議等もございまして、この自治区の取扱いの考え方も関係してこよかなということで一応項目出しをさせていただきました。

以上、合併特例区に係る説明でございます。

川村委員長：今説明をいただきました。

ほとんど皆さん初めてご覧になったのだと思いますので、なかなか1回の説明では十分に理解をすることが難しいのかなと思いますので、この中身、内容についてご質問をまずいただければなと思いますが、何か。

富永委員。

富永委員：富永ですけれども、今の特例区が行う事務の中で、たまたま私が所管しています商工会の取扱いについて、実は、昨日も商工会の会合の中で話が出ましたので、特に大きな問題とは考えておりませんが、商工会としては、仮に風連町の商工会は特区の中で認めるよと。6年目になったら、特区の枠が外れたら会議所に吸収合併よという前提での特区5年という枠がはまるのであれば、ちょっと待ってくれという話が出るであろうと。それはどういうことかといいますと、道連の方の指導で、いわゆる会議所になりたくないのであれば、町村、行政区が違って、広域連携という方法をとってでも商工会を残す方法はありますよということで、盛んに道連は今そういう指導をしつく我々のところへ来てやっているわけですし、これは商工会員が選択する選択権を持っていると思うのですが、名寄市との合併に絡んで、5年間よと、6年からは保障しませんよというようなもし、そんなニュアンスでは物は言わないでしょうけれども、それがはっきり今からわかっているのであれば、ちょっと待ってくれと、もう少しそれでは広域連携ということも勉強させてくれという話が出てくるであろうと。その辺が昨日もいろいろ話している中で気になったことであります。

ですから、ここへ改めて来て、風連町に法人格を持った特区を用いて、風連町の特区内で風連町の商工会が存続を保障されているよということになると、今まさに私が心配したような、5年間の枠、特区の法的な枠が外れたら6年目は商工会議所に無理くり吸収合併よというふうな考え方を後々新しい市の理事者が持たれたとしても、当時の問題、この議論を振り返ってみてどうのこうの言ってみても、もうらち明きませんというふうに扱われたときに、今我々がやっている、議論していることが、将来とんでもない不備な議論をしたというふうな後から後輩の人たちに言われることはちょっとまずいなという気がいたします。

もうひとつ、今ここに出てきました都市交流等は風連町独自のもので、今まで小さなまちとして都市との交流等をやってきましたから、これは将来名寄市も巻き込んでやれぬこと

はない交流でしょうけれども、地域の問題としてこれは、たまたまお金がかかる問題だけをクリアしてくれば、特区という法律の法人格を風連町が持っていなくても、新しい市が、当分の間、風連さん、杉並との交流はやってくださいよと、予算措置はしますよと言ってくれば、特区という法人格を取得しなくても僕はできるのではないかと。今ここに一覧出ていますけれども、なぜこれは特区という法律がなかったらできないのかということがちょっとわからないわけです。

再三この特区の問題について私はしつこい話しをしていますけれども、意味がよく理解できないのです。なぜ必要なのかということは、どうも説得力がないような気がいたします。そこら辺をもう少し、こういうことだからここは特区といういわゆる法人格を持った組織でやらないと当分問題があるのですという説明があれば、何点かしていただきたいと思います。

川村委員長：今ご質問をいただきましたけれども、どなたか。

これはどういう整理をしますか。今、特区というのは5年間だよと。ここに載せてあるということは、5年間で、6年過ぎたらもう特権的というか、担保されたものとしてのものではなくて、商工会について言えば終わりだよと、5年をめどに終わりだよというようなとり方もできるのだけれども、その辺はどのような解釈、新市の中においてどのようなことになっていくであろうかなというふうに思うわけではありますが、どうでしょうか。

久保事務局参事：事務局の方での考え方といいたししょうか、というよりも、現段階で、これは今日初めて必要事業ということで上げたという経緯でございまして、これからご審議をいただくということでありますから、考え方についてここで固定して話しするわけにはいきませんが、一応何点が示せということでありますので。

1つ目には、合併協議の中で特例区を置くというふうな位置づけをしたのは、一定の期間風連町の一定の必要事務事業を進めていくという、そういう判断があったからというふうに前段の確認をさせていただいております。これを基本に置いて、極力特例区の方でできる事業は行おうと。この辺も風連町長を中心に、風連町の議会議員の方々とも確認をしてこの特例区を選択するという経過でございまして。

ただし、当初の合併特例区を導入するときに、いろいろ皮算用と言ったら言葉には語弊あるかもしれませんがけれども、特に特例区の設置期間についてうたわれていなかったものがありまして、それが5年という限られた年限になったということで、一定風連町の中でも動揺があったのではないかと思います。

ただし、この5年間については、法人格を有することができる、或いは一定の行政執行する、予算も含めてですけれども、執行することが可能だということで、これは是非、新市の中での一体感を醸成するものと相まって、地域を疲弊させないための手法としてこれを活用していこうということで選択したのではないかとというふうに確認をされておりますので、そこ全体におきまして、富永委員の方からお話のありました、商工会の取扱いについてそうい

う議論があったということでございますが、6年後の取扱いについては、先程説明をさせていただきましたとおり、仮に特例区で商工会の補助金を取扱うことにしても、特例区の事業そのものは新市に引き継ぐというふうに、法律上規定されております。ですから、そこをどういうふうに引き継いでいくのか、或いは風連町の地域でまた別の仕組みで、そういう予算配分を受けて、交付金的なもので何らかの措置をしていくのか、それはこれからの協議になるのかなと思います。現段階ではそういう考え方の整理であります。

また、基本といたしますのは、本来、法律の趣旨からいきますと、特例区が必要とする事業を行うという規定でありますから、それが、取捨選択をするという条項を載せたのは、これから新市の中で一体的に事務事業を進めていった方がいいと思われるものについては、これからこの協議の中でも取捨選択をしていかなければいけないのかなということ、単費事業を全体として載せたということです。1本1本の事業についての考え方を整理しておりませんので、そこは富永委員から求められた答えにはなりませんけれども、これからの整理ということになるかということでございます。

川村委員長：富永委員。

富永委員：久保さんに悪いのですけれども、答えになっていないと思うのです。おっしゃるように、当初この話が出たときに、非常に我々も聞いていてかなりな裁量権が風連町に残されるのだというイメージで、多分私を含めてこの話が出たときには、議会議員の皆さんも、それから議会以外のこの合併協議会に臨んでいる委員の皆さんもそういう受けとめ方をしたと思います。そういったことが今日まで、町民との話の中でもそういうふうに話をされてきていますから、今後またさらに一歩進んで町民との説明会に臨んだときに、今久保さんがおっしゃったような説明では特区構想そのものが町民に理解を得られないような気がするのです。

ですから、例えば風連町の議会議員の一人一人の方と、この特区の問題を議論してみても、どうもぱちっと一致したところがない。一致したところがないということは、議員の皆さんもまだ暗中模索のところがあって、このことについてはきちっと物を言えない、ポリシーが固まっていないというふうに受けとめざるを得ないわけです。

商工会の話をつままたまいたしましたけれども、決して商工会が会議所に編入されるのを嫌って、広域連携の道があるのだよと言って突っ張っているわけではなくて、こういった商工会というものと商工会議所の性格と違いがあると。私は商工会のことを多少わかっていますけれども、木賀会頭は商工会の細部の問題までは理解していただけない。

ましてやこの皆さん、商工会をどうするという議論をして、皆さんが聞いていただいて、商工会と商工会議所の性格が違うものをよく理解した上で、それは残してあげるべきだと、風連に商工会を。5年特区終わっても10年でも20年でも残してあげなさい。内容はわかって残してやるという支援していただける気持ちがあるのなら非常にありがたい。でも、商

工会議所と商工会の性格が全く違うということを理解しないまま、ただ補助金を減らすために合併したのではないのかと。そういう意見も前回の委員会でありました。

こんなふうに商工会の性格をよく理解しないで、商工会議所と似たりごんべえで、そういう組織なのだろうぐらいに扱われてしまいますと、最初に戻りますけれども、風連の地域の人としては、一生懸命今会員増強までやって何とか会費の、行政にばかりおんぶにだっこしないで我々も努力しようというようなこともやったりしていただいているわけですから、そういった点から見ても非常にこの議論は難しい議論でないかと私は感じております。

川村委員長：今、富永委員からご意見ございましたけれども、所管がどこになるのかは別としまして、まさにこの合併協議会全体で、委託を受ければどこかの委員会でやることになるのですが、そういう問題も、6年後に特例区がなくなったらすぐやめるかどうかと。やめてもいいのかどうかというのは、風連町がこの5年間の中に、どうしても風連町が寂れないために、それから、40年の商工会の商工業に対して果たしてきた役割というのは町民の皆さんに大きな理解をいただいているわけですから、まさに風連町が寂れないために商工会が、多少その形や規模は変わってもどうしても要るのだという強い意思を新市の中で、通るかどうかは別としても、大いに私は発言していくべきではないかと。

委員長として、意見を申し上げて恐縮でございますが、ほかのことについてもそういうことで、特例区でやっていたけれども、5年、なくなったら、これはここにも書いてございますように、4ページにもありますように、旧風連町の地域特性及び実情を加味しながら段階的に調整していくのだと。一方的に特区終わったから風連町だけやっているのはだめだよとかということには必ずしもすぐならないという認識を持っているのですが、意見みたいなのを申し上げて恐縮ですが、そんな認識ではおかしいのでしょうか。

どなたかお答えをいただければというふうに思います。どなたかコメントを。副幹事長、何か。そんなイメージではまずいのでしょうか。

池田副幹事長：私も今、委員長が商工会の一員であると同時に、特に富永さんもそうだと思うのですが、その思いは私も同じように、商工会と商工会議所の違いは大いにあります。昨日もたまたま、旭川市の中にも永山地区にも、旭川市でありながら永山の商工会を持っている。これは形も規模も相当違うものですから、助成の幅も違うと思います。しかしながら、今風連町と名寄市からの補助金、これはうちの方が、比重からいっても物すごく風連の方が大きくなっているわけですし、現実問題として商工会の皆さんもそのことを危惧していると思いますし、これからの心配事でもあると思います。

そういったことでは、一応この形の中に、特例区のメニュー事業にはノミネートはしたけれども、これは新市の中の商工会として扱うことも僕は可能ではないのかと。更に、委員長言われたとおり、5年間まず特例区の事業として置くと。その後は、話し合いによって、40年も続いた風連町の商工会が寂れないようにということで、これは新市の中に引き継ぎを

しましようということでは可能性もあるのでないかと。そうすれば、あえてこの部分の特例区のメニューから外して、新市の共通事業に置くことも可能ではないか。ここは総体の皆さんの共通の理解が必要だということは、そのことの理解、共通の認識、そういうのが前提条件になるということではないかと思えます。

川村委員長：先程、全国的にも合併特例区というのはなかなか余り事例がないのだと。全くないわけではないけれどもということで、その議論の中でも、なかなか、それでは特例区で何を扱うかというのをこういうふうに具体的に余り上げて協議しているケースはないように考えておるのです。ただ、これは具体的に本当に議論を深めるためには、例えばこういうことでどうでしょうかというようなことで今、富永委員から商工会と都市交流についていただきましたけれども、こういうことで少しずつ特例区というものの、弱いところもあるのでしょうけれども、一定程度風連があえて選んだというところの議論を進めていければなと思えます。

富永委員どうぞ。

富永委員：済みません、もう一言。

商工会の場合は、川村さんおっしゃったように、私は最終的に名寄市に信頼感を持って、そして5年たっても粗末に扱ってくれないのですよと、そういう人間関係ができ上がった上での合併するのですよというふうに持っていきたいと思えます。おっしゃるとおりで、そんなにいちいち、6年たっても見捨てるなど何か条文に書かないと風連の商工会を粗末にされるというふうなイメージで私は物を言っているのではないのです。

現実的には、まず、名寄市風連町になった場合に、一部の業者は会議所に入る方が出てまいります、名寄会議所に。風連町に事業所を持っていても。それは、いろいろ仕事の関係でこれは可能性ありますし、大いに皆さんも理解していただけたと思えます。一部はそれは重複して、商工会議所にもつき合うよと。古いつき合いだから会費納めるよ、地域としての商工会のつき合いもやるよと。だけれども、おれは会議所にも入るよという方が出てまいります。従いまして、特別区、風連町の中において、予算折衝も風連区に対してお願いをして、5年間を経由していくやり方をとっていいのかどうか。

私は、特区の中に商工会という文字を入れなくて、新市と予算陳情等についてのやりとりをさせてもらいながら、やがては、好むと好まざるとにかかわらず、最終的には名寄市の経済の皆さんと同化されて会議所としてなっていくのか、どういう道を選択するか、将来のことはわかりませんが、そういうことを考えたときに、風連地区だけ5年たっても何か殻の中に入ったような位置づけというのは僕はどうもイメージとしてよろしくない。

従って、名寄市、新しい市に向かってしっかりと予算要求とかいろいろ事業のご相談とか、大きな中心市街地の問題もまさに今スタートしようとしていますから、そういった問題も含めて、風連区経由で、ワンクッション置かない交渉窓口があった方がいいのかなというふう

な感じを受けるものですから。

商工会の方へ持って行って、おまえろくに議論もしないで特区扱い何で受けたのだなんて怒られてもしょうがないものですから、老婆心ながらこういうことを心配して、念押しのための発言ということに受けとめていただければありがたい。

川村委員長：ほかの委員の皆様、如何でございましょうか。

これはここで今日どうということでは、初めて提出されましたので。

斉藤副委員長：それでは、論議を促進させるという意味も含めまして、名寄の斎藤ですが、発言いたします。別表、見ておりますと、それぞれ私たちの名寄でも行っている事業があります。また、管理する施設も、名寄の場合は特に町内会館の比重が高くて、ほとんどが各町内会の負担で進めていると、管理運営ですね。ただ、農村部などでは一定国の農業関係での補助をもらってつくった施設などがありまして、それでも概ね地域の皆さん方がというのが多いように聞いているのですけれども、そういう面では、ひとつは、施設運営などでの名寄の実態と風連の実態が、負担の割合などがこうだと、こういうふうに違っているぞというときに、特区としての従来の名寄と違ったそういうふうな面があるわけですから、それはぜひお願いしたいということだと思っておりますが、そういう違いが大分あるのかどうか、名寄と風連とを比べた場合。

それから、これをずっと見ておりますと、特区の振興事業などで見ますと、敬老事業、これは私もやっておりますし、それから都市交流、これもやっています。それから放課後対策、これなどについても一定やっております。それから、高校振興対策というものののですが、これなど、いろいろ論議がありまして、名寄から下川へ通っている人たち、子供たちがいるわけですから、そういう通学費をどうするとかと、一定助成したりした時期もあるのですけれども、それもやめるかと、ずっと今やめてきているのです。そういうふうな違いがあるものが出てくるわけ。

それで、トータルとして見ていった場合には、市の予算はあるわけですから、その中で、風連町が行われる特区に、これこれやって来たものを並べて、説明では単費事業と言われました。単費事業を上げたのだけれども、これはあくまでも選択をしていくのだと、こういうこともつけ加えられているのですけれども、住民の人にしてみれば、従来やってきていた、或いはそういうふうなまちづくり、地域づくりへの支援というのがあったわけだから、それは従来どおり生かしてほしいと、また生かすことが合併にとっての、今まで合併をしないがために財政が大変なのだと。例のシミュレーションが出されておりました、相当風連町の皆さん方は職員は減らす、或いは負担もしてもらおうと、こういうふうなのが合ったわけですから。それが合併することによって、しかも特区をつくることによってそういういい面があるのだということやなんかを示されるのかどうか、そこら辺も含めて大事なところでないかなと思うものですから、協議、どの辺までそこら辺が進んでいるのか知らせてもらいたい

のですけれども。

久保事務局参事：まず1点目の、管理する施設の中で町内会等々の会館等も名寄市にはあるということを今、斉藤委員の方からお話があったのですが、風連町でも確かにそういう行政区や、或いは行政班、いわゆる部落会館といいますけれども、そこは住民の方々がそれぞれ建設をして自己管理しているという、そういう施設がございます。

ここで合併特例区が管理する施設ということで先程説明をさせていただきましたが、自治法の244条の公の施設については、これは住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設ということで、これは風連町の条例の中にそれぞれ設置条例を持っている施設であります。ですから、そういう意味でいきますと、合併特例区が管理する施設の西町コミュニティセンターから西風連コミュニティセンターまでは、条例できちんと明文化をした施設ということでご理解をいただきたいと思います。これは合併特例区が管理する施設ということでご理解いただきたいという考えでございます。

それから、別表の事務事業につきましても、斉藤委員の方からご理解をいただいたとおり、これから取捨選択をするというふうな部分でありまして、単費事業としてあるものについて、特に地域特性を有するものをそれぞれ出してほしいということで、これは風連町の庁内会議の中でも確認をして出してもらった事務事業であります。それぞれこの事業を拾い出した職員がこれから事務事業の一元化の調整を行っていくということで、専門部会の中でまだ確認をされていない事項がほとんどでございますので、これからの審議を待って、次の機会にそういう整理をしたものを説明してまいりたいと思っております。そういう意味で、まだ事務事業については協議段階であるということでご理解をいただきたいと思っております。

2点についてご説明を申し上げました。

川村委員長：今斉藤委員からは、施設管理については、風連町は有料化しているということの違いもありますし、それから事務につきましても、名寄市も同じにやっている共通なものも特区でやる必要があるのかなど。それぞれやり方は違うにしても、共通でやっている敬老会とか児童クラブの放課後の対策とかというのは、あえて特区でやる必然性というか、必要があるのかなというような問題提起をされたということで、これは機会を見つけてまた議論していきたいと考えております。

そのほかに何か。

堀江委員。

堀江委員：ここに、外したらいいのではないかとか載せた方がいいのではないかという意見でもいいのですか。

川村委員長：ご意見ですからどうぞ。

堀江委員：例えば、施設の中で風連が誇りに思っております農業振興センターなんかは、名寄の議会でも、風連のようなものかどうかはわかりませんが、農業振興のためにそのような施設をつくらうという話もあったかなように思いますけれども、例えば、まさに名寄と風連が合併したときに、私も農家ですから、この道北の一円の農業振興のために、合併することによってこの振興センターが、名寄も同じようなものをつくらないで、風連の振興センター等を利用し、更に拡大をしながらやろうとするときに、これが特区の中で、風連で、元風連というか、風連の中での施設だから元風連町民だけは低利な、低利というか安い利用料で土壌診断をやるよと、名寄からは高くするよとか、そんなことには当然ならないというふうに思いますし、あそこは利用料だけでは到底運営もできないですから、行政からお金を入れながら運営されているわけですし、こういうところでの特区区の中に振興センターというものが入ってくる、農畜産物の加工施設もそうでしょうし、こういうのはどういうものなのかなという疑問があります。

川村委員長：これは新市の一括管理が望ましい施設に入っているのです、今言われたのは。

堀江委員：そうですね。勘違いしました。

川村委員長：はい、どうぞ。

斉藤副委員長：斉藤ですけれども、先程言ったものにまだ答弁なかったのですけれども、結局、委員長さんの方が、一定競合するとか、一緒になってやっている部分、特に例えば定住促進、現条例の及ぶ期限ということなのですけれども、これは確か建設でしたよね。住宅を建てた場合の補助ですね。これは名寄でもやれば大変喜ばれることですよ、できるかできないは別にして。例えば先程言ったように高校の通学補助やなんかも、ここはまだやっている。そういうふうなものが、風連でやっていて名寄ではやっていないとなった場合に、いろいろ名寄市民の側からすればぜひ風連に合わせてもらいたいという意見やなんかが。私なんかはしたい方、そういう面では。ですから、そういうようなものも含めて事務の皆さん方で調整の論議をこれからどんどんしていくのだと、こういうふうな、一般論で見て、そういうのができ上がるまで見ておくということなのか。

例えば一番最初の(1)、特区区のコミュニティの中で体育協会なんていうの、名寄のは法人格を持って、スポーツセンターの管理だとかいろんな施設の管理までやってもらっているのです。そういうようなものもあるわけなのですけれども。

だから、そうやって見ていくと、一緒になって進めていってもいいのではなからうかと。特に、お互いに、公民館事業などもあるわけなのですけれども、これなどいい面を出し合

ってさらにより良くしていくというような形で名寄の公民館と風連の公民館が一緒になって進めていくなんていうことも、そういう方がお互いにいいところといいますか、やってくれるんじゃないかという気がするものですから、何かお金の問題もあるのですけれども、そういうような観点でのことも論議し合っていく必要があるなど。

しかし、やっぱり決め手は、問題はそういうのにお金が、どれだけ特区の中に予算づけができるのか、その権限はどういうことになっていくのかと。新市の中で協議し、議会で議決をしていくという結果を受けてやっていくのだとしたならば、相当風連の特区の皆さん方が期待していたのが減って、減らされてというか、先程富永さんからお話しあったような住民から不満や批判が出ないのかというような気もするのですけれども、そういうふうな調整やなんかはどうやってやっていかれるのか心配なのですが、そういう点はどうでしょうか。

川村委員長：いわば取捨選択をこれからしていくのだよというところに、両市町の住民合意も受けれる形での取捨選択を、具体的に言うとどういうことでやっていこうとされているのかなというところの疑問かと思いますが。

久保事務局参事：この制度設計の考え方については、1つ目には、風連町としての考え方をまず示すということが前提でありました。2つ目には、関係市町村の合併協議により設置をしたり、或いは規約を定めると。規約の中に事務事業や管理する施設も含まれてくるといふ、そういう基本的な事項が合併特例法の中でうたわれているということでもあります。

そこを前段お断り申し上げて、その中で事務事業のとらえ方なのですけれども、事務事業についても取捨選択をするという話をしましたが、合併協議の中で選択が仮に協議まで調わない場合、これは私の考え方ということで、これはまだ幹事長、副幹事長とも相談していませんし、考えられる、想定されるということでお聞き取りをいただきたいのですけれども、基本としては、特例区の事務事業については、一応選択をしておくということでございます。新市の方の事務事業の中でも大方施策に絡むものでありますから、そこはひとつの小さな円の中に合併特例区の仕事があるというふうに考えていくことが可能であるとしたなら、そこはダブルで事務事業として押さえてもいいのではないかという、そういう手前勝手な考え方もしているわけなのですけれども、そこは、勢いこの段階で、この事業は新市で、この事業は特例区でというふうに決めかねる部分も多々あるかなというふうに思うのであります、時間的な部分も見て。であれば双方ともに事務事業として選択をしておく。新市の中でも事務事業、特例区でも事務事業というふうに、緩やかなそういう選択肢があるとしたならそういう方法もあるのかなと。

この辺も、総務省の方に問い合わせをしてみたのですけれども、そのところは単位自治体の方で考えていくべき課題だろうというふうなお答えをいただいております。

以上でございます。

川村委員長：堀江さんどうぞ。

堀江委員：堀江です。先程は失礼いたしました。

かなり先程から意見が出ておりますけれども、ずらっと書き出してみた。さりとて、名寄市も同じような事業をやっているよと。これに何でこだわるのというような意見があったわけでございますけれども、例えば100億の新市の予算があって、99億だけは両市というか、合併したもとの一体とした予算で使おうと。では特例区には、そのうちの1億だけは風連町の特区にやるよと。そして、その1億の中で自分たちで協議会の中で決めて使ってくれというようなことには、わかりやすいなと思うのですけれども、そういうことにはならないのですか。

川村委員長：わかりやすいのですが、1億で足りなかったときはどうするのだという話……。はい木賀委員。

木賀委員：今の堀江さんのはわかりやすいのです。住民説明会のときに、本当に私は住民から出たとき困ると思うのです。ここに書き出したのは何で書き出したのだという、基本的なことは、個性のある風連独特のものをという感覚は理解できるのです。そのものを上げてきたというふうにはわかるけれども、上げたこの書いてあることについては、私は予算が必ず、ここに絡んでいる人たちにしてみたら、今までの予算はつくのですねという、そういう意味ですねというご質問が私は来やせぬかなと。そのことに対してはどう答えるのかなということが、今の堀江さんと同じことだと思うのですけれども、わかりやすくそれをご説明しないと、違うのなら違うとはっきり言わないと、後で、特例区になったのにやっぱり減るとか、そこら辺が住民にとっては私はかなり不満が出て、何で合併したのだと、こういうご不満の出ることになりはせぬかと。私は、この上げたことに対する予算との絡みが、かなり住民の中には期待があるのかなというふうに感じ取れます。風連さんのことですから、余り私が心配することはないのですけれども、ちょっと心配です、確かに。

川村委員長：久保参事。

久保事務局参事：今、木賀委員の方からのご意見を承って、全くそのとおりだと思うのですが、ただ、合併特例区の方の規約の中には、合併特例区の処理する事務ということで、これは規約でうたわなければならないという規定がございます。また、合わせて、公の施設、管理する施設、これもうたわなければいけないという規定がございます、これをうたっていないと、反対側から言いますと事務事業も行えないし管理もできないということで、それで前段の説明の中では最大限拾っておこうという、これは風連町の考え方であったということでもあります。

その取捨選択については、合併協議前にできるものは鋭意進めていこうということですが、できなければ、新市になってそれぞれ、移行、あるいは廃止、変更等々もあり得ると、そういう説明をしながら住民の説明としていきたいというような考え方でございます。

川村委員長：今のご説明では、合併協議で、これは合併特例区の事務なり管理をやるということですから、そうすると何かをやるということ、別表、の中にも取捨選択をして、やるものとやらないものに振り分けてということまで要るのですか。特例法で言うのは、一般的にどういう業務、管理をやりますよということの、具体的な箇所づけまできっちり決めるということになっているのかどうか、その辺説明していただけますか。

久保事務局参事：この辺は、前段の説明の中でもお話ししましたが、政令等々がまだ公布されていない段階で、これは予想するものでつくっているということで、前段お断り申し上げたとおりであります。先例で、総務省に相談をしている合併特例区を設置する、例えば宮崎市と佐土原町ですが、これは風連町と名寄市の合併協議の中で選択した自治区、宮崎市は自治法の自治区を宮崎市内に置くというふうな位置づけでありますし、佐土原というまちについては合併特例区を置くということで、ほとんどが類似しているということで参考にさせてもらったのですが、このように細かく分けた事務事業の記載はございません。地域の振興に関する事務事業あるいはイベント、或は生涯学習事業とか、そういう大きくりの事業を入れておまして、私はこの中でこの部分を入れたのは、より具体的にわかりやすいだろうということで、そのまま風連町の単費事業で行っているものをここに掲載したものでありますので、川村委員長の方から説明をというお申しつけのあった部分については、これからの事務のうたい方の部分で整頓をしていきたいと考えます。

これは議論をするためのたたき台というふうなことで、前段から申し上げているとおり、政令あるいは総務省協議の中で最善のうたい方をしていこうということでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

川村委員長：はい、どうぞ。

斉藤副委員長：そういうふうなことは先程からお話し聞いているのですけれども、結局は決まらないので新市の中で論議されていくのだと。結論は丸投げになってしまうわけです、こういうふうないろんな問題が。住民説明会の中でも、いやそれは新市で十分協議しますからと、これで終わってしまうわけなのです。だけれども、ふたをあけてみたら、富永さんではないけれども、そのときの首長やなんかの判断によってはあり得るわけなのです。

だから、そういうときに私たちが悩むのは、この協議会で、特に風連の皆さん方が特区にこだわって、そして合併のひとつの、寂れさせない、そういうまちづくりをしていこうではないかと。そういうところからこれを、しかも法人格までしてというのが大きなうたい文句

なわけだから、その結果が一定見えるまでは、私たちとしてはできればはっきりした方が一番みんなも納得しやすいのではないかと思うのです。

それはまだわからないので、それは新市で協議では、我々としても責務を果たせない気がするもので、今日ここで結論は出ないにしても、やっぱりそういうふうなスタンスというのは私たちの委員会としては持つておく必要があるのではないかと思うのですけれども、如何でしょうか。

川村委員長：ほかの委員の皆さんいかがですか、できれば今のことに関してご意見いただければと思います。

それでは、時間も経過しましたので、8時まで休憩をとらせていただきたいと思います。

(休憩)

川村委員長：お約束の8時よりちょっと早いのですが、皆さんお揃いのございますので、会議を再開させていただきたいと思います。

休憩前にはいろんなご議論をいただいたわけですが、この特に別表、別表、具体的にどの段階でどういうふうに詰めていくかというようなことがひとつ議論になったかと思えますし、これは休憩中にもお話があったわけですが、合併特例区というのは特別職の区長さんも置き、それから特例区協議会という組織も、これは普通の議会に相当するもの、議会とは全然違いますが、そういうものでありまして、予算等についてもこの協議会の同意を得るところの、普通の自治区に比べますと非常にある意味では強い権限といえますが、その地区の自治をある程度担保しているというような制度でございますから、これはそういう制度の中で、特例区の事務として、或いは公の施設の管理としてどれが一番ふさわしいかということ十分に今後、それが合併協議中にやらなければならないのか、そこでまとまらないのは新市の中で十分やるというようなことにするのかというような、そんな議論になるかと思えますし、また、例は少ないようでも、合併特例区の長も、これは新市の市長が任命するということでございますけれども、やり方によっては、学者の先生は準公選制にしたらどうかとか、それから或いは特例区協議会の意見を聞かなければならないというような押さえをしたりというようないろんなやり方、方法が、あえてそこまでやる必要があるかどうかは別の議論としていろんな方法、やり方があるので、そういう制度設計もやればできるというようなことも伺っておりますが、今日はいきなり条文も含めて出まして、なかなか皆さんお互いに整理もつきかねるのではないかと考えますので、この特例区、その制度設計のことについては、特に皆さんからなければこの辺で今日のところはどうかというふうに考えておりますが、如何でございましょうか。特にこの機会にご意見なり質問なりというのがあればお受けしたいと思います。

富永委員。

富永委員：まことにこの特区のことについて、しつこいように私がいつも言っていることは、これは、風連の方から特区を導入させてくださいということで名寄市に申し入れた条件でございます、こういうことに関しては、名寄市に、これとこれとこれに関しては特区でやりたいということをしつこく整理整頓して提案するのが僕は風連町の方に課せられた義務だと認識をしておりました。ですから、何回も何回も、風連地区のメンバーでこの特区のことについて共通認識を持ったらどうでしょうという提案もしてまいりましたけれども、ここへ来て、本当にさらけ出したようにイロハのイから今議論をしているわけですがけれども、名寄のメンバーの皆さんにしてみたらちょっと意外に思われている節があると思いますし、これを機会に、11月に省令が出るのであれば、それまでに風連地区の議論をもう少し高めたらどうでしょう。首長を含めて、議会だってひとつの識見を持っているはずですし、我々だって何のポリシーもなしに、名寄市の委員さん相手に特区についてこうしてほしいのだと言って条件つけた以上は、何かきちっとしたものを認めていただくような議論をしたいなと思っているのです。

ところが、どう私考えてみても、頭悪いせいか、特区というものがピシッと自分の頭の中で整理できていないのです。ですから、そこら辺をしつこくいく形で名寄の委員さんと、風連地区の特区をどうしても必要とするのであれば、そのことについて理解をしていただくためにみんな一生懸命訴えるというような、自分の頭の中がまず整理できることが先だろうというふうに考えておりますので、その辺もう一度、委員長さんは風連側のメンバーの一人ですから、風連地区としての議論をもう少しするということは、助役さんも見えていますから、再三再四申し上げていることなので、もう一度検討していただいたら如何でしょうか。

川村委員長：これが終わりましたら必要な方と相談して、また機会を設けたいと考えております。

ほかにご意見は何かございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

川村委員長：特になければ、最後に4ページのところに自治区の取扱いということでございますが、3番、4番でしょうか、このまだご説明をいただいておりますので、このご説明をいただいて、ご意見をいただいきたいと考えます。

久保事務局参事：前段に説明したとおり、合併特例区については、この合併協議会の中で設置あるいは規約を定めるということですが、自治区の取扱いについては、新市になりましてから条例でそれぞれ設置等を定めていくという、そういう内容であります。現段階での基本的な事項を押さえての整理ということでございますので、説明をさせていただきたいと思っております。

1番目の、名寄市の自治区は、現段階で小学校区を基本に設置することとするが、合併前

の名寄市の市民意見及び住民組織の意見等を十分に踏まえ、新しい自治の姿等と連動し、住民・関係団体等の合意形成を十分図ることに努めるというものであります。これは、住民説明会の議論あるいは質問を踏まえた形で整理したものでございます。

2点目ですけれども、風連町の合併特例区が自治区に移行するに際して、先に設置となる旧名寄市の自治区の機能等に旧風連町の地域特性及び実情を加味しながら段階的に調整していくものとするということで、6年後に勢いすべてが変わるということではなくて、段階的な調整を図るという文言をここに加えたものでございます。

次に4番目ですけれども、地域自治組織と新市との関係ということであります。

双方の地域自治組織は合併前の地域振興、課題整理を図りつつ、新市における一体感醸成のためにそれぞれ努力することとする。これは当たり前のことですが、そういう整理でございます。

2点目の整理ですけれども、地域自治組織の機能等については、新市の行政機能、これは組織機構でございますが、これと十分に整合させるとともに、効率性・機能性を有したものとすることとさせていただきます。

以上でございます。

川村委員長：自治区の扱い、或いは地域自治組織と新市との関係ということで、ひとつの方針、流れ、こんな進め方で如何であろうかということの提案説明でございますが、ご意見ございますでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員：風連の佐藤ですが、名寄市の自治区ということで今3番目の(1)に出てきているわけですが、地方自治法の一部改正の中に、この一般的な自治区についても地域協議会が設置をされるということなのですが、そのように理解をしておいてよろしいのでしょうか。

川村委員長：今の点についてはどうですか。

久保事務局参事：そういう理解で結構だと思います。

川村委員長：佐藤委員。

佐藤委員：佐藤ですが、そうしますと、今風連では特例区ということで、特例区協議会を15人の定員の中で立ち上げていくということが出てきているわけですが、名寄市の自治区の姿としてはどの部分ぐらいまで今のところ協議されているのか、わかるところで結構ですからお知らせ願いたいのですが。

谷事務局参事：名寄市側の事務局をしております谷と申します。よろしくお願ひいたします。

現段階でこうだという限定したことは発言できないのでありますが、現状の中では、小学校区のひとつのコミュニティを7つ創りまして、その上に運営協議会的なものを設置いたしまして、そして更にその上の総括をする地域審議会的なものを設置をしようという考えであります。これはまだ現段階では机上の計画でありまして、これから関係の団体・機関と協議をして進めていきたいと考えております。

以上です。

川村委員長：佐藤委員。

佐藤委員：わかりました。これからということでは理解をしたわけですが、いずれにしても、特例区のあり方についての議論もあったわけですが、地域自治区についても同じ考え方で結構かと思うのですが、特に6年後には名寄市の自治区に一体化していくという方向でありますので、大いなる関心を持っているのですが、今新市をこれから産む苦しみ過程にあるわけですが、今まで行政が主となって進めてきたまちづくりのあり方を、住民も参加をして共同の形の中でつくっていかうというのが新しいいわゆる自治の姿かなというふうに思うわけで、その具体的な例として特例区協議会、或いは名寄市であれば地域協議会があると。その中で地域の問題をみずから議論をして、必要なものは立ち上げて、むだなものは捨てていくという、そういった作業を進めていくのがこれからの形かなというふうに思うものですから、風連町の特例区協議会はもちろんなのですが、名寄市においても、今議論中ということなのですが、新しい新市の大事な部分としての地域協議会の立ち上げの部分をぜひしっかりと議論してほしいと思うものであります。

川村委員長：木賀委員。

木賀委員：木賀です。

質問です。基本的に小学校区と。今、7つという谷参事のお話ですが、現在の行政区と小学校区とがまた割きになっている現状はありますか、ありませんか。

谷事務局参事：谷です。ちょっと説明不足で申しわけありません。

今、名寄市内に68の町内会がございます、それぞれ小学校区を持ってあります。それで、その町内会をベースにしたコミュニティをつくらうということで考えております。それで、ご質問のまた割きになる地域は何力所かございます。例えば緑丘とか日進とか、そういう部分について、それだとか智恵文の一部地域とか。それについては、内容をきちっと精査

をしまして、町内会単位でのコミュニティという形をとっていきたいと考えております。
以上です。

川村委員長：ほかの委員の皆様、何かご意見ご質問ございますか。ほかに何か。
(「なし」との声あり)

川村委員長：なければ、事務局の方は何かほかにごございますか。

久保事務局参事：協議事項については以上でございます。そのほかございません。

4. 各小委員会への報告及び次回の委員会の開催について

川村委員長：それでは、次回の検討委員会の何か、これはある程度ここで調整というか、する必要あるのですか。ご説明してください。

久保事務局参事：先程からいろいろ、これからも想定しながら詰めなければいけない事項が特に別表、であるだろうということがございますので、現段階で次回の委員会の設定はちょっと厳しいのでありますが、新市の建設計画の小委員会が明後日に開催されますし、合わせて19日には基本項目等の検討小委員会がございます。双方それぞれ地域自治組織に関係する委員会でございますので、今日の会議の内容について、概要について報告をしておきたいと思っております。そこで一定の意見等がございましたら、それも踏まえながら次回の自治組織の検討委員会の日程の運びにしていきたいと考えます。特に10月はいろいろと日程が輻輳してまいりますので、その辺、正副委員長と日程の調整等々を図りながら進めさせていただきたいと思っております。

10月の末ぐらいでないとい日程を組めない可能性があるということで、その旨をお含みおきをいただきたいと思います。

以上でございます。

川村委員長：次回の日程につきましては、ただいま事務局からご説明をいただいたわけでございますが、そのようなことで、実質的にはやむを得ないのではないかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

5. その他

川村委員長：それでは、全体を通して委員の皆さんから何か。なければ今日の小委員会は閉じさせていただきたいと思っておりますが、特にご発言がございますでしょうか、その他ということで。よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

川村委員長：それでは、長時間にわたってご苦労さまでございました。
第2回目の検討委員会でございますが、熱心にご議論をいただきましてありがとうございました。終わらせていただきます。
ありがとうございました。